

民研だより

民主教育研究所
Research Institute of Democracy and Education

No. 132
2017.6.5



CONTENTS

- ◆ 教育課程編成にそぐわない「カリキュラム・マネジメント」…… 八木英二 1
- ◆ 中等教育研究委員会・高校キャリア教育の現状と課題を明らかにする…… 林萬太郎 3
- ◆ どうなる？子どもと教育：新しい学習指導要領を読み解く…… 横田文夫 4
- ◆ 声明「教育勅語の復活は断じて許さない」…… 民主教育研究所運営委員会 6
- ◆ 民研日誌と寄贈図書…… 8

教育課程編成にそぐわない「カリキュラム・マネジメント」

八木英二 滋賀県立大学（名誉教授）

教育課程管理ではPDCAサイクルが用いられる。PDCAサイクルとは、Plan（目標・計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の循環をさす経営管理の枠組みのことである。この手法（マネジメント・サイクル）は、2001年版指導要録の「目標に準拠した評価」を契機に、教育界に一気に広められることになった。今次改訂の学習指導要領でも、次のように「カリキュラム・マネジメント」の一側面として位置づいている。

「教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること」（2016年12月中教審答申）。

かつて2001年版指導要録で「目標に準拠した評価」が導入された時の違和感は大

きかった。教育実践過程では、「目標」「内容」「方法」「評価」等を単位とすることから、新要録は集団準拠の競争主義的相対評価からの決別であり、教育内容編成に関わる到達度評価の新たな模索として歓迎された一面があった。その「目標準拠」の「到達度評価」なるものは、当時の京都府民主府政によりすでに70年代半ばに導入された経験もある。いずれにせよ、「目標に準拠した評価」によって遂に学習成果を正当に表わす「到達度評価」の時代になったかとの錯誤も一部に生まれたのである。しかし、新評価システムのもたらす矛盾は単純なものでなかった。

学習指導要領の「法的拘束力」が弱められるどころか、「目標に準拠した評価」は教育支配・被支配の新たな構造に組み込まれたのである。やがて、その困難はPDCAサイクルの作動で露出することになる。

2010年8月20日付「内外教育」でも、財団法人教育調査研究所理事長の新井郁男氏による次のような批判が紹介された。「PDCAサイクルはもともと大量生産時代に、統計学を応用した企業の品質管理の手法であり、そうした背景を十分理解している者は教育界にはほとんどいない」と。また、2011年大学評価学会シリーズ「大学評価を考える」第4巻『PDCAサイクル3つの誤読』では、経営学の観点からも教育実践への応用に関する疑義が出された。重本直利氏のいうその「3つの誤読」とは、「教育課程とものづくりにおける違いをふまえない誤読」「企業経営のものづくりの本質理解をふまえない誤読」「目標管理の正しい理解がされてない誤読」などである。

そもそも労働や企業経営管理はもとより教育実践を含む人間の目的的活動は領域ごとの含意を異にしている。なかでも、教育活動につきまとう実践成果の不確実性については教師側の自己責任だけで説明できるものではなく、実践上の誤りを「良き誤り（あるいは積極的な誤り）」にしていくための方途を深める必要がある。

対人間の教育実践の目標達成の意味づけは「野球の打率」に似ている面がある。つまり、バッターボックスでの立ち方や構えには様々な経験知が生かされるが、様々な経験を駆使しても実践で向かってくるのは生きたボール（人間）であり、ただやみくもにバットをふればよいというものではない。また、同じマニュアルを繰り返し、パターン化したバットの振り方で対応できないのも自然なことである。仮説的であっても、実践の主体であり対象でもある相手（子どもの状態や発達）を理解する努力は欠かせない。

製品（モノ）づくりと異なる人間形成の

目標・計画は、仮説としての目標設定の在り方にも特徴がある。構想の段階（目標・計画）においては教職の専門性がよく発揮され、不可知論に陥りがちな教育実践の難しさにチャレンジするには、目的・目標の設定の在り方や実践結果はどうであるのか、どのような課題が残されたのか、社会的な条件整備と当事者間による自律的な協働が求められる。

計画・目標段階の教育課程編成における当事者たる学校すべての関係主体がかかわるシステムの在り方は重要な検討課題となろう。教職は無定量・無制限（ボーダーレス）な性格をもつだけに、実践結果につきまとう「自責の念」の悪影響を防ぐためにも、仕事の質的な加（過）重に対する歯止めは必須である。

そこで、実践の成功打率を高めるためには、実践的指導力などの教師個人の資質のみに依拠する自己責任としてではなく、子どもを軸とする指導局面における「表現の自由」の確保、あるいは学級づくりや学校づくりにおける民主性や自律性の在り方など根本から問われるべき課題が多い。多くの実態調査から、教材研究や自主研修、あるいは「目標・内容・方法・評価」の実践単位にかかわる反省作業のための時間確保その他の民主主義的な在り方は教師共通の切実な願いであることがみてとれる。

結局は、実践の結果（評価）が不確実であり、かつ不十分であったとしても、あるいは誤りがあればなおさら、単なる経験知の更新だけでなく、発達論や学問の成果を生かしつつ、打率を高めるための自由で科学的な検討（反省）や交流を可能にする学校内外のシステムづくりが求められるのである。

高校キャリア教育の現状と課題を明らかにする

林 萬太郎 (大阪大学)

中等教育研究会ではこの3年間、「総合学科の原則履修科目「産業社会と人間」の実践事例分析とその教育的効果について検証し、高校キャリア教育の現状と課題及びその到達点を明らかにする」研究に取り組んできました。その前の3年間に取り組んだ「総合学科におけるキャリア教育・職業教育の総合的・実証的研究」を引き継ぎ、発展させる研究と位置づけています。

前期には宮城県、長野県、大阪府、鹿児島県など数県のようなタイプの総合学科高校を調査しましたが、今期では長野県の塩尻志学館高校に絞って集中的に調査しました。学校長が非常に協力的で、2回にわたる全生徒アンケート調査と資料提供に全面的に応えていただき、当時の学校長には感謝にたえません。

さて、研究の結果ですが、私が思うに、この高校は丁寧なキャリア教育を3年間積み重ねることで成果を挙げている、成功しているということ、この実践は総合学科の基本的なあり方あるいは方向性を考えるヒントになるということが挙げられます。

総合学科は1994年のスタート時には「普通科目と専門科目から進路希望等に応じて自由に科目選択ができ、無学年制で柔軟に学べる。進学にも就職にも対応できる新しい学科」というレインボーメッセージが出され、高等学校設置基準では「普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」とされました。しかし、当初から「普通教育も専門教育も中途半端になる」「専門学校予備校になるのではないか」等の批判も多くありました。

もとより総合学科にも様々なタイプがあり、

それぞれに進路結果や指導の重点は違いますが、この高校は入学時の学力からみて高い進学実績を維持しているとともに、何より生徒たちのキャリア意識の高さ、学習意欲や目的意識の高さ、社会人としての基礎的な力を身に付けた生徒が多いことを生徒インタビューや全生徒アンケートから感じました。

具体的な内容は報告書に譲りますが、この高校は1年次「産業社会と人間」、2年次「キャリアプランニング」、3年次「キャリアデザイン」と3年間継続して指導していることが大きな特徴です。また、進路選択の様々なプロセスをひとつずつ自分で考えて、調べて、決めて、人前で発表するという作業を3年間繰り返していくことで、自分自身を納得させる、覚悟を決めていく、自分の選択に責任を持たせていくという結果を生んでいるように思います。

今回の研究は、「総合学科では職業教育はできない」と同時に「総合学科は、入学してくる生徒たちに職業、自立、進路、人生を考え、決めていく教育ができる学科」ということを示していると思います。

今後、できれば塩尻志学館高校の卒業生の追跡調査をしてみて、3年間離職率や正規雇用率を調査してみたいとも思っています。

また、今期の調査で得た資料はまだまだたくさんあります。機会があればさらに研究を進めることもできると思います。

今期の研究成果は報告集にまとめて6月に発行する予定ですが、研究成果の一部はこの間に和歌山大学教育学部紀要(2本)と法政大学キャリアデザイン学部紀要に掲載しています。

どうなる？子どもと教育

新しい学習指導要領を読み解く 学習会 Part 2

横田 文夫（日本民間教育研究団体連絡会）

【報告1】子ども・若者の人格支配をめざす学校と学校教育の大改造

一 新学習指導要領案「総則」の検討 一

中島 哲彦氏（名古屋大学）

はじめに、2016年答申に記述された教育課程改革の内容について報告された。

「社会に開かれた教育課程」と言うが開かれた先は大企業や自衛隊である。学習指導要領を「学びの地図」と位置づけ、「カリキュラム・マネジメント」ではP D C Aサイクルで目標管理を徹底し、地域、人材を含めた「チーム学校」を打ち出す。新たに盛り込まれた事項として「何が出来るようになるか」（育成をめざす資質・能力）、「学びに向かう力、人間性を涵養する」こと、もう一つは「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）つまりカリキュラム・マネジメントである。

次に、その特徴と問題点について述べた。

一つ目は知育・徳育・体育に区別しつつも、「生きる力」は資質・能力の3要素を通して実現するそれぞれの目標（「内容の実現」）の集約点である。このことは基礎的・基本的な知識技能だけでなく、道徳や身体も「生きる力」の構成要

素であり、目指すべき資質・能力であり、道徳的なものを「生きる力」の柱にするものである。

二つ目は「主体的・対話的で深い学び」（≡アクティブ・ラーニング）の重視についてである。この狙いは「学力向上」名目の人格支配であり、思考の支配による自発的従属に導くものである。

三つ目は「法的拘束をもつ最低基準」と言いつつ、学習指導要領に記載されたことは、すべての学校を拘束するものとなり、道徳教育を柱に全教科・教育活動を一体のものとして統制するものである。

四つ目は「学習評価基準の画一化」で学習評価を、教育課程と一体のものとして統制する。

五つ目はカリキュラム・マネジメントという名で教育委員会が学校運営に介入し学校管理体制を徹底しようとしている。

最後に中島氏が強調されたことは次の点である。

部分的にはもっともらしいことを述べているが、全体像をみることが大事。根本に誤りのある学習指導要領で首根っこを押さえていることを肝に銘じなければならない。その上で、学習指導要領でも示されているように教育課程の編



成権が学校に存在することを踏まえて、学校ごとに自主編成していくことを貫いて欲しい。

【報告2】高校の新科目「公共」ってなに？

鶴田 敦子 氏 (子どもと教科書ネット21)

2016年12月中央教育審議会答申で科目「公共」の設置を明記。「公共」を全員必修とした。公民科の科目及び履修の在り方を変更。

鶴田氏は答申で示された「公共」の内容について次のように分析している。

「公共」—内容の柱

- (1) 公共の扉
- (2) 自立した主体として国家・社会の形成に参画し、他者と協働するために
- (3) 持続可能な社会づくりのために

鶴田氏は内容の柱の問題点として次の3点を示した。

○自立した主体の内容を学習指導要領が決めている

○「～のために」として行動のゴールを学習指導要領が定めている。

○大枠は学習指導要領(国家)が求める道徳・規範教育の範疇であると判断できるのではない。

鶴田氏は科目「公共」の問題を次のように整理した。

①立憲主義、憲法、主権者、市民的権利という「公共」を考える前提の学問的知識が設定されていない。②立憲主義に基づく主権者は不在。国家・企業と個人を一体としてとらえ、国家に協力するものを、主権者としてとらえている向きがある。憲法の国民主権を否定する主権者像を描いている。③過剰なまでに「主体」「協働」「社会参画」の強調(道徳教育)④ここで示されたような教育が忠実に行われれば、生徒自らが、公共空間に権利の主体として参加していくのではなく公共空間に批判的な目をもたず、小・中学校で教育した「国家が求める道徳心」を、高校では「国家が求める公民としての行動」に結実

させるものになるのではないか。

以上のことから科目「公共」は憲法(に関わる)問題であり、子どもの人権(に関わる)問題である。

【報告3】小学校に新教科「英語」？

瀧口 優 氏 (白梅学園短期大学)

2016年12月中央教育審議会答申で現在行われている英語活動は小学校3年生から行い、5年生からは教科の「英語」として行うことになった。なお、英語活動としては週に1時間、「英語科」としては週1時間とモジュールによる15分授業週3回を合わせて2時間程度としている。瀧口氏は一方で専科教員の確保を進めながら、他方で担任がやるしかない各クラス一斉のモジュール授業の設定は、矛盾きわまりない提示であると指摘した。

瀧口氏は「今後予想される問題」として4点挙げた。第1は英語活動が低年齢化されることによって担当する教師の量と質が大きな問題となること。第2は全ての小学校において外国人講師の確保を答申しているが、どうやって確保するのか。第3は私立中学校の受験に英語が採用されることになり、英語が小学校から受験科目として位置づくことになると小学校の英語が人生の進路を決めることになりかねない。第4は中学校で行われている英語検定などの外部検定が小学校から導入されることになるであろう。

最後に、瀧口氏は「どう乗り越えていくのか—実践の課題」ということで4点挙げた。第1は、全ての子どもたちに外国語を学ぶ喜びと平和な未来をひらく力をつける。第2は外国語や外国語活動を英語に収斂することなく、様々な言語や文化を視野に入れた多文化共生の視点から授業を展開する。第3は、教科化された道徳も視野に入れて、他教科との連携を積極的に進める。第4は、現在の日本の教育条件の中で小学校の担任や教科担任が責任を負わされる必要はない。

【声明】

教育勅語の復活は断じて許さない

2017年5月3日
民主教育研究所運営委員会

1. 学校法人森友学園が経営する幼稚園で園児に教育勅語を唱和させていたことが明らかになってから、教育現場における教育勅語の取扱いが社会問題となっている。これに対して、一連の政府答弁は、教育勅語の歴史的評価を曖昧にし、勅語の精神にも今日に生かすうる普遍的なものがあつたと歪曲した上で、日本国憲法や教育基本法の精神に反する教育に道を開くものであり、断じて許すことはできない。

2. 教育勅語の扱いに関する一連の政府答弁には、以下の問題点がある。

第1には、政府答弁には、教育勅語の成り立ちと歴史的に果たした役割についての認識の誤りがある。そもそも教育勅語は、大日本帝国憲法や諸法律を超越して、1890年に天皇が直接に臣民に対して下したものであり、軍人勅諭とともに、天皇を絶対者とする軍国主義国家を形成する精神的支柱とされたものである。このため、国家による侵略戦争を反省して1947年に施行された日本国憲法と、それと一体のものとして制定された教育基本法の基本理念に根本から反するものである。

第2には、政府は、「父母への孝行、兄弟間の友愛、夫婦仲の和」などを例示しつつ、教育勅語には時代を越えて通用する普遍的な理念が含まれているとして、教育勅語の使用を正当化しようとしている。しかし、この見解には二重の誤りがある。

教育勅語の徳目は戦前の男性優位の家父長制度のもとでの家族関係を説いたものであり、個人の尊厳と男女平等を基調とする民主的な家族関係を前提とした日本国憲法と教育基本法の理

念に反している。

さらに、教育勅語に書かれた徳目は、すべてその後にくる「一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし（もしも天皇・国家に重大事態があれば勇気を奮い一身を捧げて、皇室と国家のために尽くす）」という目標に収斂して行く構造になっており、天皇・国家の一大事には個人の生命をかけてはせ参じるべきという価値観に包摂されたものである。これは、国民主権・基本的人権尊重・平和主義を基本原理とする日本国憲法の精神とは全く相いれない。

教育勅語を復活させようとする動きは憲法制定当初にもあつたが、衆参両院は1948年に「教育勅語の排除・失効確認」を決議し、教育勅語を教育に利用してはならないことを確認した。

3. 日本国憲法及び教育基本法等に照らすならば、授業でどのような教材の選択や使用をするかは、基本的には教師および教師集団の専門的・自主的な判断に委ねられねばならない。このことを確認した上でなお、教育勅語を教材として使用するとしたら、その歴史的背景を学び、その下でどのような教育が行われ、どのような社会を生み出したかを批判的に学習する場合に限定される。

しかし、政府は、「教育勅語を授業に活用することは、適切な配慮の下であれば問題ない」（3月14日、松野文科大臣記者会見）とか、幼稚園児が教育勅語を唱和させられていたことは「教育基本法に反しない限りは問題ない」（4月7日、衆院での義家文科副大臣答弁）といった答弁を繰り返す一方、どういった使い方が不適切かは

学校・教員・学校設置者・所轄庁の判断に委ねており、文部科学省としての判断は示さないと言っている。ここには、「中立」を装いつつも、教育勅語に書かれた徳目を肯定的な価値として教えたり、教育勅語には普遍的な価値が含まれると教えたりできるようにしようとする意図が背後にあると言わざるを得ない。

4. 今回の閣議決定と文科大臣らの認識の背景には、これまでの安倍内閣の閣僚による発言がある。稲田防衛大臣が、「教育勅語の精神である親孝行など、核の部分は取り戻すべきだと考えており、道義国家を目指すべきだ」という考えに変わりはない(3月8日、参院予算委員会答弁)と述べたことは象徴的である。さかのぼれば安倍首相自身が、かつて「(教育勅語には)大変すばらしい理念が書いてある」(2006年6月、衆院教育基本法特別委員会での官房長官としての答弁)とも述べていた。これらには、教育勅語

の本質や歴史的経緯を無視して、教育勅語の徳目を肯定的な価値として復活させようとする意図が明瞭に現れている。

5. 私たちは、教育勅語を肯定する方向での教育現場での教材化や指導の容認の動きには断固として反対する。歴史的には廃棄を宣告された教育勅語について、それを復活させようとするいかなる企ても、日本国憲法と教育基本法の名において断じて許されるものではない。

文科省や教育委員会など教育行政機関や学校設置者には、日本国憲法と教育基本法と子どもの権利条約に示された理念のもとで、それにふさわしい適切な指導・助言に携わるよう強く求める。

さらに教育現場で実際に教育に関わる教職員・父母・地域住民の皆さんには、子どもの立場に立って、子どもの願いにこたえる教育的な対応をされるよう期待したい。

民主教育研究所年報 2016 (第17号)

新学習指導要領を読み解く(仮題)

「総則」の劇的変更象徴される学習指導要領改訂の特質	梅原 利夫
思考のハイジャックと人格の国家統制	
—新学習指導要領への学習当事者からの異議申立を期して	中嶋 哲彦
新学習指導要領の「教育課程の枠組みの三つの柱」を考える	八木 英二
「アクティブ・ラーニング」後の教育をどう考えるか	田中 昌弥
新学習指導要領と結果責任の支配	鈴木 大裕
学力テストと新学習指導要領に見る「理科の学力」	小佐野正樹
「知識基盤社会」論批判	佐貫 浩
脆弱性、ケアから人間と教育を考える	池谷 壽夫
【投稿論文】新自由主義イデオロギーは教育内容にどのように浸透してきたか	久保田 貢

民主教育研究所

定価 1800円(+税)

民研日誌 3～5月

3月

- 2日 中等教育研究委員会
- 3日 事務局会議
- 5日 第2回大学習会「どうする？子どもと教育」
- 10日 教育のつどい実行委員会
全国子どもセンター幹事会
- 11日 第6回運営委員会
- 13日 国際教育研究委員会
『人間と教育』インタビュー
- 17日 『人間と教育』編集委員会
- 18日 教育課程研究委員会
- 19日 子ども研究委員会
- 23日 教育行財政研究委員会
「環境と地域」教育研究委員会
- 25日 愛媛県教組107回定期大会へのメッセージ
- 27日 第8回三役会議
第4回人事委員会

4月

- 6日 『年報』編集会議
- 7日 第25回全国教育研究交流集会報告集発行
- 8日 第7回運営委員会
教育のつどい実行委員会、合同会議
『年報』編集会議
- 10日 「ジェンダーと教育」研究委員会
- 13日 学習会「どうする？子どもと教育」実行委員会
全国子どもセンター幹事会
- 14日 事務局会議
『人間と教育』編集会議
- 21日 「環境と地域」教育研究委員会
- 22日 「特別支援教育と子ども・学校」研究委員会
教育課程研究委員会
- 24日 教育行財政研究委員会
- 26日 「安倍内閣による教育勅語容認を許さない」
内閣総理大臣・文部科学大臣・防衛大臣に要請書
- 28日 『年報』編集会議

5月

- 1日 メーデー
- 3日 憲法集会
- 6日 『年報』編集会議
- 7日 教育課程研究委員会
- 8日 レポート登録
- 10日 教育のつどい実行委員会
- 12日 全教との懇談と懇親
第9回三役会議
会計監査
- 13日 子ども研究委員会
- 16日 中等教育研究委員会
『人間と教育』校正

- 19日 「環境と地域」教育研究委員会
『人間と教育』編集委員会
子ども全国センター幹事会
- 20日 つどい司会・共同研究者会議
自治体問題研究所定期総会へのメッセージ
- 21日 三教連第45回総会へのメッセージ
- 22日 「ジェンダーと教育」研究委員会
- 24日 『人間と教育』出張校正
- 26日 事務局会議
- 27日 第3回大学習会「どうする？子どもと教育」
- 29日 小中一貫教育研究委員会

寄贈図書資料 3～5月

- 『遠山啓』（友兼清治編著 太郎次郎社エディタス）
- 『保護者はなぜ「いじめ」から遠ざけられるのか』（平
埴雅弘 太郎次郎社エディタス）
- 『中等社会科実践研究』（中等社会科実践研究会紀要編
集委員会編 中等社会科実践研究会）
- 『和歌山大学教育学部紀要』（和歌山大学教育学部）
- 『葛藤を組織する授業』（服部進治 同時代社）
- 『教育権をめぐる第2次大戦後の国際的合意』（八木英
二 三学出版）
- 『憲法施行70年』（全国民主主義教育研究会編集 同時代社）
- 『日独性教育比較に基づいた、性教育における男子支
援に関する研究』（池谷壽夫 了徳寺大学）
- 『社会主義と民主主義』（社会教育・生涯学習研究会年
報 社会教育・生涯学習研究所）
- 『静岡大学教育実践総合センター紀要』（静岡大学教育
学部附属教育実践総合センター）
- 『学校：現場体験の明日を拓く』（学校支援ボランティ
ア研究会 静岡大学教育学部）
- 『子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業
の効果検証に関する調査研究事業報告書』『別冊 資
料編』（特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット）
- 『どうなる日本の教育養成』（日本教師教育学会編 学文社）
- 『希望の教育実践』（岸本清明 同時代社）
- 『リアル世界をあきらめない』（時代をつくる文化ラボ
はるか書房）
- 『楽しもう家政学』（「家政学のじかん」編集委員会
開隆堂）

民研だより No 132 2017.6.5

発行 民主教育研究所 発行責任者 梅原 利夫

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-3261-1931 Fax 03-3261-1933

Email office@min-ken.org H.P. <http://www.min-ken.org>